

# 社会人基礎力協議会 『社会人基礎力研究』 投稿規程

## 1. 基本方針

- ・社会人基礎力に関する研究成果を広く公開する機会を確保することを目的に、機関誌『社会人基礎力研究』（以下、機関誌）を年に1回発行する。

## 2. 投稿資格

- ・原則として会員とし、共著の場合は、執筆者の一人が会員であれば投稿を認める。
- ・会員以外からの投稿は会員の推薦をもって認める。

## 3. 投稿原稿の種類

- ・投稿原稿は、研究論文、研究ノート、事例報告、評論およびその他、研究委員会が認めたものの5つとする。また、全ての投稿原稿は原則として、原著かつ他の刊行物に未発表、未投稿の論文、資料とする。ただし、口頭発表などの予稿に加筆・修正して投稿することは可能とする。
- ・研究論文は、理論的または実証的な新奇性や独創性のある論文とする。
- ・研究ノートは、社会人基礎力に関する有益な資料の提示に関する論文とする。
- ・事例報告は、社会人基礎力に関する具体的な事例の紹介・解説を目的とした原稿とする。
- ・評論は、研究・教育や実務の面において広く周知する価値のある、社会人基礎力に関する意見・提言などとする。
- ・その他は、研究委員会が認めた社会人基礎力の普及に貢献され得る価値のある情報をまとめたものとする。

## 4. 審査および掲載

- ・投稿原稿は、研究委員会が審査し、掲載の可否を決定する。
- ・投稿原稿の総合判定は査読審査結果をもとになされ、審査結果は採録、条件付採録、掲載不可のいずれかを責任著者宛に通知する。
- ・条件付採録の場合、指定された期間内に修正原稿の提出を求める。修正回数は1回のみとし、2回目の審査で採録または掲載不可のいずれかを決定する。
- ・投稿原稿の審査結果に異議のある著者は、研究委員会に対して、その旨文書をもって申し出ることができる。
- ・投稿原稿は、研究委員会への提出後、他学会等への投稿は認めない。ただし、「掲載不可」の通知を受けた場合、または投稿を辞退した場合を除く。

## 5. 著作権

- 掲載された原稿の著作権は、別に定める著作権規程に基づき、本協議会に帰属するものとする。

## 附則

- この規程は、2024年6月8日から適用する